

○山梨県警察職員の職制に関する訓令

〔昭和56年5月28日〕
本部訓令第9号

〔沿革〕 前略…平成11年9月本部訓令第15号 平成12年2月本部訓令第3号
 平成13年3月本部訓令第1号 平成13年5月本部訓令第13号
 平成14年3月本部訓令第3号 平成15年3月本部訓令第2号
 平成16年3月本部訓令第6号 平成16年3月本部訓令第8号
 平成17年3月本部訓令第6号 平成18年3月本部訓令第6号
 平成19年3月本部訓令第5号 平成24年3月本部訓令第2号
 平成25年3月本部訓令第2号 平成26年3月本部訓令第4号
 平成27年3月本部訓令第4号

(趣旨)

第1条 この訓令は、山梨県警察の組織等に関する規則（昭和42年山梨県公安委員会規則第1号）第36条に基づき、山梨県警察に勤務する警察官その他の職員の職制を定めるものとする。

(警察官その他の職員の職)

第2条 本部及び警察署に置く警察官その他の職員の職は、法令に特別に定めるほか、次の表のとおりとする。

警 察 官		そ の 他 の 職 員	
本 部 に 置 く 職	警 察 署 に 置 く 職	本 部 に 置 く 職	警 察 署 に 置 く 職
部 (室) 長	署 長	次 長	会 計 管 理 官
首 席 監 察 官	副 署 長	参 事	主 幹
校 長	刑 事 官	課 長	課 長
参 事 官	地 域 交 通 管 理 官	科 学 捜 査 研 究 所 長	副 主 幹
課 長	次 長	監 察 官	主 査
科 学 捜 査 研 究 所 長	課 長	聴 聞 官	係 長
隊 長	係 長	附 置 機 関 隊 長	副 主 査
副 校 長	交 番 所 長	附 置 機 関 室 長	主 任
監 察 官	駐 在 所 長	附 置 機 関 所 長	主 任 交 通 巡 視 員

聽聞官	專門官	附置機關場長	主事
意見聽取官	主任	部付專門官	技師
附置機關隊長	巡查長	主幹	交通巡視員
附置機關室長	巡查	科学捜査研究所副所長	主任技術員
附置機關所長		次席	主任技能員
附置機關場長		主任研究員	主任文書事務員
通告官		課付專門官	主任業務員
部付專門官		附置機關次長	技術員
次席		附置機關副隊長	技能員
副隊長		課長補佐	文書事務員
課付專門官		校長補佐	業務員
附置機關次長		隊長補佐	
附置機關副隊長		科学捜査研究所所長補佐	
課長補佐		附置機關隊長補佐	
校長補佐		附置機關室長補佐	
隊長補佐		附置機關所長補佐	
科学捜査研究所所長補佐		附置機關場長補佐	
通信指令官		副主幹	
附置機關隊長補佐		專門研究員	
附置機關室長補佐		主査	
附置機關所長補佐		係長	
附置機關場長補佐		副主査	
通告補佐官		栄養士長	
教官		教官	
係長		研究員	
小隊長		主任	
專門官		主任交通巡視員	
主任		主任栄養士	
分隊長		主事	
巡查長		技師	

巡	查		交 通 巡 視 員	
			栄 養 士	
			車 庫 長	
			交 換 長	
			印 刷 長	
			主 任 技 術 員	
			主 任 技 能 員	
			主 任 文 書 事 務 員	
			主 任 業 務 員	
			技 術 員	
			技 能 員	
			文 書 事 務 員	
			業 務 員	

2 前項に規定する職のうち、巡查長、巡查、主事、技師、交通巡視員、栄養士、主任技術員、主任技能員、主任文書事務員、主任業務員、技術員、技能員、文書事務員及び業務員以外の職にある職員は、上司の命を受けて所掌の事務を処理するとともに、部下の職員を指揮監督する。

3 巡查長、巡查、主事、技師、交通巡視員及び栄養士は、上司の命を受けて事務又は技術に従事する。

4 主任技術員、技術員、主任文書事務員、文書事務員、主任技能員、技能員、主任業務員及び業務員は、上司の命を受けて技能又は労務に従事する。

附 則

この訓令は、公布の日から施行し、昭和56年4月1日から適用する。

改正附則 [中略]

附 則 (平成11年9月9日本部訓令第15号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年2月28日本部訓令第3号)

この訓令は、平成12年3月1日から施行する。

附 則 (平成13年3月8日本部訓令第1号)

この訓令は、平成13年3月10日から施行する。

附 則（平成13年5月31日本部訓令第13号）

この訓令は、平成13年6月1日から施行する。

附 則（平成14年3月7日本部訓令第3号）

この訓令は、平成14年3月7日から施行する。

附 則（平成15年3月6日本部訓令第2号）

この訓令は、平成15年3月11日から施行する。

附 則（平成16年3月15日本部訓令第6号）

この訓令は、平成16年3月19日から施行する。

附 則（平成16年3月25日本部訓令第8号）

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月28日本部訓令第6号）

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月16日本部訓令第6号）

この訓令は、平成18年3月17日から施行する。

附 則（平成19年3月29日本部訓令第5号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月21日本部訓令第2号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年3月19日本部訓令第4号）

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月11日本部訓令第4号）

この訓令は、平成27年3月18日から施行する。